

憲法に関する主な論点（論点表）

第九章 改正

○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
1	96条	憲法改正の限界	<ul style="list-style-type: none"> 憲法改正の限界について明記すべき。（例：国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、憲法改正手続等） 		<p>C1 現行憲法下でも改正できる内容には限界があるため、現行のままでよい。</p> <p>C2 憲法改正に限界はないので、現行のままでよい。</p>
		改正手続要件の緩和	<p>A1 国会の発議要件（「各議院の総議員の3分の2以上」を「過半数」や「5分の3以上」に引き下げるべき。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 改正手続の要件を緩和すべきではない。（あるいは、例えば、国民投票をなくすというのは、憲法改正の限界を超えるので許されない。）
			<p>A2 国会の発議要件を、改正の項目ごとに定めるべき。</p>		
			<p>A3 一定の場合については、国民投票を要しないこととすべき。</p>		
96条の先行改正	<ul style="list-style-type: none"> まずは、96条の改正から行うべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 96条の改正を先行させるべきではない（改正手続ではなく、まずは中身の議論から行うべき）。 		
2	96条	発案権の所在	<p>A1 国会議員のみが発案権を有することを明記すべき。</p>	（※現行の憲法改正国民投票法による国会法改正により規定済み。）	<p>C1 解釈上、内閣には発案権はないので、現行のままでよい。</p>
			<p>A2 内閣の発案権を明記すべき。</p>	<p>B2 解釈上、内閣には発案権があるので、それを前提に、内閣の発案権について、法律で規定すればよい。</p>	
			<p>A3 国民等の発案を認めるべき。</p>	<p>B3 国民等の発案について、法律で規定すればよい。</p>	
		国民投票の期日	<ul style="list-style-type: none"> 国政選挙と国民投票は同時に行うべきでなく、96条にある「国会の定める選挙の際行はれる投票」の文言を削除すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 現行の憲法改正国民投票法の下で、国民投票は国政選挙と同時に実施しない運用を行えば足りる。
		最低投票率要件等	<ul style="list-style-type: none"> 最低投票率要件等について、憲法に明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低投票率要件等について、法律で規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままでよい。
国民投票の「過半数」の意味	<ul style="list-style-type: none"> 「有効投票の過半数」であることを明記すべき。 	（※現行の憲法改正国民投票法では、有効投票の過半数であることを規定済み。）	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままでよい。 		